

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

教育委員会事務局の組織改正に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の概要

第 42 回全国高等学校総合文化祭の閉幕に伴い全国高等学校総合文化祭推進室の業務が縮小するため、係体制を廃止する。

3 施行期日

平成 30 年 10 月 1 日

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則
の一部を改正する規則案

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とする。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則 新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。 (全国高等学校総合文化祭推進室)</p> <p>2 教学指導課に、当分の間、第42回全国高等学校総合文化祭の開催に関する事務をつかさどらせるため、全国高等学校総合文化祭推進室を付置する。 <u>(削る)</u></p> <p>(国体準備室)</p> <p>3 スポーツ課に、当分の間、第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事務をつかさどらせるため、国体準備室を付置する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。 (全国高等学校総合文化祭推進室)</p> <p>2 教学指導課に、当分の間、第42回全国高等学校総合文化祭の開催に関する事務をつかさどらせるため、全国高等学校総合文化祭推進室を付置する。</p> <p>3 <u>全国高等学校総合文化祭推進室に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、別に定めるところによる。</u></p> <p>(国体準備室)</p> <p>4 スポーツ課に、当分の間、第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事務をつかさどらせるため、国体準備室を付置する。</p>